



静岡県議会報告

平成29年冬号



自民改革会議 五輪会 おち あい しん ご

静岡県議会議員 落合慎悟



地域の声を県政に反映

ご意見ご要望をお聞かせください。



静岡県監査委員会 落合慎悟監査委員 監査活動報告

監査委員協議会(監査委員 青木清高(代表・常勤)、城塚 浩(常勤)、鈴木利幸(議会選任)、落合慎悟(議会選任))



監査委員協議会は4名全員の出席で毎月1回程度開催され、全員の賛成で決定。年間の定期監査(本庁・出先・工事)の日程調整や協議、月例出納監査、その他報告案件協議を行う。

また監査委員会として、知事副知事との懇談会、公安委員会との懇談会、教育委員会との懇談会も開催し、現状把握に努める。

住民監査請求が提出された場合は即口、協議会を開催し、現地調査や請求者側と執行部双方の意見陳述機会を設け内容を確認し、60日以内に審査を完了する。

28年度 議会選任監査委員の実地監査等活動日程(実地監査資料は、1週間前届く、精査に勉強時間が必要)

- | | | |
|-----------------------|-------------------------|----------------------------|
| 5月23日監査事務説明 | 8月31日委員協議会 | 1月16日住民監査請求意見陳述(県バスケット) |
| 5月27日委員協議会 | 9月8日決算審査意見書知事提出 | 1月18日西部健康福祉センター・中部県民生活センター |
| 6月8日清水東高等学校 | 9月21日浜松工業高校・島田土木事務所(工事) | 1月19日御前崎港湾事務所・中部健康福祉センター |
| 6月9日浜松技術専門学校 | 9月23日委員協議会 | 1月25日静岡農業事務所・静岡土木事務所 |
| 6月13日中部農林事務所 | 10月24日沼津土木事務所・御殿崎特別支援学校 | 1月26日地球環境ミュージアム・清水特別支援学校 |
| 6月14日清水港管理局 | 10月28日吉原工業高校・日本大学 | 1月27日委員協議会 |
| 6月21日委員協議会 | ・磐田事務事務所・西部特別支援学校(工事) | 1月31日月例出納検査(面接) |
| 7月22日政策企画部・知事公室・地域外交局 | 11月17日委員協議会 | 2月3日教育委員会懇談会 |
| 7月25日監査委員事務局 | 11月24日住民監査請求現地調査 | 2月7日県立大学法人・中央特別支援学校 |
| 7月26日人事委員会・くらし環境部 | 11月25日世界緑茶協会・島田土木事務所 | 2月9日静岡文化芸術大学・焼津漁港事務所 |
| 7月27日労働委員会・がんセンター局 | 11月28日委員協議会 | 2月15日熱海警察署・賀茂振興局 |
| 7月28日経済産業部・海区漁業調整委員会 | 11月29日世界遺産センター(工事) | 2月16日下田土木事務所・賀茂健康福祉センター |
| 8月1日企業局・出納局・警察本部 | 12月1日公安委員会との懇談会 | 2月17日知事との懇談会 |
| 8月2日教育委員会事務局 | 12月2日住民監査請求意見陳述(西伊豆の件) | 2月22日委員協議会 |
| 8月4日危機管理部・文化観光部 | 12月21日委員協議会 | 3月21日包括外部監査結果報告 |
| ・取用委員会・交通基盤部 | 12月26日委員協議会 | 3月21日委員協議会 |
| 8月5日健康福祉部 | 1月11日県立病院機構・焼津中央高校 | |
| 8月9日経営管理部 | 1月12日沼津技術専門学校・東部看護専門学校 | |

9月8日『27年度決算審査』終了報告、『決算審査における意見書』を川勝知事に提出

7月中旬、監査委員事務局に27年度の県庁各部署から決算調書が提出され、8月9日までに、各部署ごとに常任委員会室で審査を行った。各部署の監査結果から課題があった場合は「指摘」「注意」「指導」「意見」の措置を執り、伝達後、3か月以内に改善措置報告を求める。



- 1. 知事直轄組織**
 - ICTを活用した広報施策については、広報担当部署とICT担当部署が部局を超えて定期的に連絡を取り、県民のニーズや知りたい情報をきちんと把握した上で、タイムリーな発信に努められた。
- 2. 経営管理部**
 - 人事財政対策は、本来は地方交付税で賄われるべきものであることから、引き続き国に対して見直しや廃止を求めていくべきである。
 - 個人県民税の収入率をさらに改善するため、給与所得者から天引きして納入する特別徴収義務者の指定について、今後も市町と連携して推進された。
- 3. 政策企画部**
 - 市町への権限移譲については、委譲した法律数だけにこだわらず、市町が地域に合った施策を展開できるように重視した委譲をするべきである。
- 4. くらし・環境部**
 - 一般会計歳入歳出決算については、県民生活に直結し、県政の中でも大事な事業を展開しているが、更に収入未済額と不用額の削減に向けた努力をし、総合計画の「和」を尊重する暮らし形成の実現に向けた取り組みをされた。
 - 移住・定住促進に向けた取り組みについては、関係団体との連携をさらに密接にし、その結果をホームページに反映させるとともに、伊豆地域における移住体験ツアーやお試し移住体験施設の整備等の取組を全県に広げ、移住・定住の実績がさらに上がるように努められた。
 - 平成27年度末に終了したふじのくにNPO活動基金事業については、この事業を継承する公益財団法人ふじのくに未来財団の取組を県が県内企業等に対して紹介したり寄付の働き掛けをするなど、ふじのくに未来財団による事業が先細りしないようにサポートされた。
- 5. 文化・観光部**
 - 富士山静岡空港の収支については、公共施設等運営権制度の導入に向け、参入予定企業に対する意向調査や意見交換を通じて収支の算出方法に対する県の考え方とずれが生じないようにするとともに、引き続き空港収支の改善に努めていくべきである。
 - 子供たちの文化芸術鑑賞推進事業については、県民の文化力向上のためには、子供の時から本物の文化や芸術に触れることが大事であることから、広報活動を強化するなどして、より効果的な事業になるよう取り組まれた。
 - 富士山世界遺産センター(仮称)の会館を控える中で、年々富士山への関心が低下していることを重く受け止め、富士山を公正に継承する県民意識の醸成を図るため、事業内容を見直すなどして、効果的な取り組みを進めていくべきである。
- 6. 健康福祉部**
 - 市町と連携し、国の交付金などの有効活用により、合計特殊出生率2%を実現されたい。
 - 不測の事態に備えるのを除き、予算措置された事業は可能な限り執行するとともに、次々に取組まなければならない課題に早期に着手すべきである。
 - パーソナルメディカルカレッジにより、医師の総数は増えているが、医師の地域偏在解消には至っていないため、引き続き偏在解消に取り組まれた。
- 7. 経済産業部**
 - 森の力再生事業については、目的を財源として事業を行っているため、事業の実績や評価の結果を県民が見てわかるように、引き続き積極的に事業を展開されたい。
 - 企業におけるBCP策定については、近年大災害が続き本県での発生も危惧される中、事業の継続と被害の最小化のため、一層の普及啓発を図る必要がある。
 - 魅力ある個店づくりの推進については、地域ごとの特性を考慮しながら、各々の商店街が反映できるよう、ニーズに合った取り組みを進められた。
- 8. 交通基盤部**
 - 線越額の縮減と事業の平準化を推進し、特定の時期に工事が集中することで生じる地域住民等への負担を回避するよう取り組まれた。
 - 豪雨対策緊急整備事業については、事業効果は評価できるが、土砂の堆積については上流部での土砂の流出が根本的な原因であり、県の関係部局が一体となって、流域全体で河川の在り方を考えられた。
 - 有料道路である伊豆中央道及び修善寺道路については、今後さらに交通量の増加が見込まれる中、平成27年度までの5割引き回数券導入による収支の状況や交通量増加等の実績を分析したうえで今後の道路管理の在り方を検討する必要がある。
- 9. 危機管理部**
 - 風水害都市町危機管理演習については、台風などの風水害の人的被害を防止するため、住民への避難勧告等の情報伝達には万全を期すよう、市町と連携して訓練の充実に取り組まれた。
 - ふじのくに防災士、ふじのくに防災マスターなどの養成講座修了者が、その知識を生かして地域の自主防災組織などで活躍できるよう体制づくりに取り組まれた。
- 10. 出納局**
 - 資金運用は県民の財産の運用であり、大変重要な業務であることから、専門的な知識と最新の情報を収集するとともに、経済状況を把握し、確実かつ効果的な資金運用に努められた。
- 11. 教育委員会**
 - 教育奨学金返還金に係る収入未済額については、滞納者である学生や就職して間もない若者の将来も考慮しつつ、民間業者の活用や口座振替制度など様々な角度から細やかな対策を講じ、引き続き縮減に取り組むべきである。
 - 高校生アカデミックチャレンジ事業を通じた高大連携は、本県の人材育成を担う試みであることから、より一層推進されたい。
 - 特別支援学校の整備、充実については、協和以下の解消や機能性の向上のため、さらに積極的に取り組むべきである。
- 12. 公安委員会**
 - 育児短時間勤務職員並立任用制度は、女性警察官の職域拡大に寄与するとともに、子育て支援の観点からも重要な取り組みであることから、柔軟に運用して制度利用者の拡大に努めるべきである。
 - 警察組織体制については、時代による犯罪の変化に対応するため、常に見直しに重点を置いた取り組みを進められた。
- 13. 企業局**
 - 工業用水道事業については、新規に立地した企業に対するインセンティブの導入など新たな施策を講じ、新規顧客の開拓を強力に進められた。
 - C・N F関連事業については、新技術開発初期の重要な段階であることから、一層の重点化及び加速化を図り、経済産業部と連携して進める必要がある。
- 14. がんセンター局**
 - 静岡がんセンターにおいては、相談、支援業務を充実させるなど、患者と家族の安心感を一番大事にされた。

建設工事監査 11月29日(仮称)富士山世界遺産センター建設工事工事技術臨時監査



富士山世界遺産センター完成図 建築工事中の状況(鉄骨工事中) 県産材を山形県業者が耐水加工し、格子状に組立。建築施工状況監査

工事監査には、事前調査書(監査調査書・工程表・施工体系図・建築電気設備図面)・整備の経緯及び今後の進め方・概要等が準備される。建築工事が決定した時点から設計に至った経緯、入札の執行状況、不正な処理がないか現場管理・下請書類や提出書類なども確認する。近隣住民対策、建築工事全体について、安全対策に万全を期して着実に施工されているか事業が効率よく進められているか監査する。

質問内容……逆門錐形の建物形状の施工管理・水盤の施工管理・省エネルギー対策・県産材使用・工事発注方針・入札結果・下請け業者について。富士宮市との関係・敷地選定・借地状況・開館スケジュール・工事完成見通し・地元対策・現場管理・工程管理・工事事故防止について、建築現場視察・展示棟コア部鉄骨建方の状況と木格子外壁の模型確認、西棟・北棟鉄骨建屋デッキにコンクリート打設状況とシアターホールの確認。

外部監査(大学・高校・支援学校・看護学校・警察署・土木・港湾・農林事務所・県民生活センター・健康福祉センター・病院等)

外部監査には、事前調査書(監査調査書・職員調・監査委員事務局調査書・参考資料[出先機関案内パンフレット・アンケート・新聞記事等])が準備される。『監査』は当然だけど、事前通告など無いので出先機関職員は膨大な資料を準備して、何を質問されても答弁できるよう待機する。



- 1月12日沼津技術専門学校
- 1月12日東部看護専門学校
- 1月18日西部健康福祉センター
- 1月18日中部県民生活センター
- 2月9日焼津漁港管理事務所
- 2月9日静岡文化芸術大学
- 1月25日静岡土木事務所
- 沼津技術専門学校

12月1日 県公安委員会委員と懇談会

県公安委員会委員は5名、県選出3名、政令市選出2名の民間人にて組織する。県監査は、前年度の職員不祥事を再掲載するが掲載表示見直しを要望された。

2月3日 県教育委員会委員と懇談会

県教育委員は教育長、県選出4名、保護者委員選出1名の6名組織。家庭教育支援・子どもいじめ防止・静岡茶愛飲促進の条例の話し。

1月31日 例月出納検査(12月分) 面接検査

午前中に普通会計(一般会計・特別会計)歳入歳出外現金・基金、午後12時に公営企業会計、企業局とがんセンター局の12月分例月出納検査。例月出納予備検査は毎月、外部委託の公認会計士が行い、監査委員は書面検査を実施する。例年1月に監査委員が面接検査をする。対象は12月分の歳入歳出外現金、基金だが、事業の内容についても質問する。

住民監査請求

住民監査請求とは県又は職員による違法または不当な財務会計行為について、住民として損失を被ることを防止し、または是正するために住民が行う監査の請求(住民訴訟の前手続き) 請求は1人でも可能、監査は60日以内に処理し、請求人に結果通知と公表。

11月4日 西伊豆町安良里漁港地区で突堤無許可工事設置に対して県の管理責任を請求

安良里漁港に隣接する元造船所跡地の公有水面を、元造船所から土地を購入した東京のポート管理会社が平成16年に不法埋立を行った。(公有水面埋立法違反)『港湾管理の県は、埋立を行った者に対して原状回復を命ずる等の適切な措置を講ずべき』と請求

11月16日現地確認と12月2日意見陳述を行った。『公有水面』は国の管轄である。県は昭和50年に元造船会社に水面公共空地の占使用許可をしている。しかし、現状の水面が許可した陸地なのか公有水面か、不明であり、更に「潮の満ち引きによって海面が変化するため」当時の状況が特定できなかった。『結論』『県所有に属する財産の存在は認められず、住民監査請求の対象とならない』として1月4日却下を通知した。『意見』 県は平成24年に埋立法違反を確認し、行政指導しているがその後の対応に十分でなかった。今後、事実関係把握に努め、解決策を検討されたい。

12月12日 平成7年と11年に静岡県バスケットボール協会へ交付した大会開催補助金の余剰金返還請求

県バスケットボール協会は女子バスケット五輪アジア予選で県から1995年2000万円、1999年1734万円、静岡市その他合計交付金20537万円を受け、余剰金8814万円余が生じた。当時の役員が金融機関に分散して貯金していたが、この交付金の余剰金は本来返還すべきもので比率から1604万円余を蒙った損害の補てん措置を求めた。住民監査請求に対し、1月16日に監査対象機関の立会いを求め、請求人から証拠の提出と陳述機会をに設けた。4名の監査人は請求内容の確認質問や請求に至った経緯などを確認した。午後からは監査対象機関のスポーツ振興課から請求に係る意見陳述機会を請求人立会いの下で開催した。昨年3月までの担当部署が教育委員会から文化観光部に移り、大会補助金支給が17年から22年前で証拠書類もなく、残っているのは当時の決算監査資料のみであり、請求人は協会とは縁もない方で、新聞報道により、請求をしてきたため、調査すべき交付金がどのような目的で使途についての制約等も一切不明の状況でした。『結論』県が損害を蒙っているか否かを確認できないので、請求人主張理由が認められず、本県監査請求は棄却。『意見』協会調査を継続中であり、調査結果に基づき適切な措置を求める。補助金は入念なチェックに努められた。